

トラブル回避！ 契約更新・ 自動更新条項モデル条文 & チェックポイント

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2026年2月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

トラブル回避！ 契約更新・自動更新条項 モデル条文&チェックポイント

自動更新時の契約書再作成と印紙税

自動更新条項が契約書に含まれている場合、原則として契約期間満了ごとの再作成は不要です。従前の契約書がそのまま効力を持ち続けます。

ただし、更新の合意を明確にするために「覚書」を作成する場合は、媒体によって印紙税（コスト）が異なります。

更新方法	文書作成	印紙税	備考
自動更新のみ	なし	不要	新たな文書がないため非課税
紙の覚書を作成	あり	必要	契約期間が3ヶ月を超え、かつ更新規定がある場合、第7号文書として原則4,000円 ※有効期間の更新だけであれば第2号文書などの変更契約として扱われることもあり
電子契約で覚書	あり	不要	電子データは非課税

※電子契約サービスを利用すれば、更新の記録を残しつつコストを削減可能です。

トラブル回避！契約更新・自動更新条項 モデル条文&チェックポイント

自動更新条項の記載項目とモデル条文

トラブルを防ぐため、期間や条件だけでなく「更新を拒絶する場合の手続き」を明確に記載します。

【主な記載項目】

- ・ **契約期間**（有効期間の開始と終了）
- ・ **更新条件**（「別段の意思表示がない限り」等）
- ・ **拒絶通知期限**（「期間満了の1ヶ月前まで」等）
- ・ **更新後の条件**（同一条件か、変更するか）

【モデル条文】

第〇条（契約期間）

- 1.本契約の有効期間は、20××年〇月〇日から1年間とする。
- 2.期間満了の**1ヶ月前**までに、甲または乙から相手方に対して事前の書面（電子メールを含む）による更新拒絶の通知がない限り、本契約は同一条件にてさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

トラブル回避！契約更新・自動更新条項 モデル条文&チェックポイント

トラブル回避のためのチェックポイント

自動更新は便利ですが、意図しない更新や法的な無効リスクを避けるため、以下の点を確認してください。

・通知期限と方法の明確化

「言った・言わない」のトラブルを防ぐため、通知期限（例：1ヶ月前）と方法（例：書面やメール）を明記し、証拠の残らない口頭通知を避ける設計にします。

・消費者契約法（BtoC）への配慮

相手方が個人の場合、解約を著しく困難にする条件や、更新後の高額な違約金設定は、消費者契約法により**無効**となる可能性があります。中途解約権を認めるなどの配慮が必要です。

・物価変動リスクへの対応

長期間同一条件で更新され続けると、インフレ等で採算が悪化する恐れがあります。「更新時に価格改定の協議を行う」旨を記載するか、状況に応じて自動更新とせず「都度協議」とする運用も検討してください。